

## 中央大学杉並高等学校の発足

一九五二（昭和二十七年）年四月、理事長林頼三郎は、学校法人中央大学と学校法人杉並高等学校の合併を文部大臣天野貞祐に申請し、五月十五日に認可を受けた。当時、新制大学を発足させて間もない本学は、旧制学部の予備教育機関であった予科廃止に対応して、新たな学生確保の方向を新制の附属高等学校増設に求めたのであった。

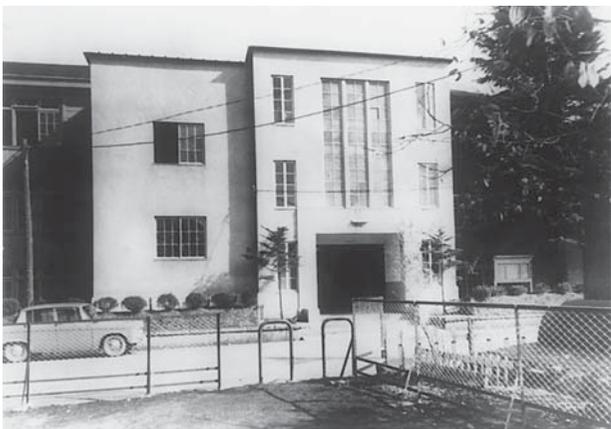
このような状況は他大学も同様で、たとえば、明治大学では中野学園を、日本大学でも豊山高等学校をこの時期に合併している。多くの私立大学にとって、新制大学への移行過程は、旧中等教育機関の買収・合併による附属高等学校設立の過程でもあったわけである。

ところで、杉並高等学校は、〇九（明治四十二年）年に創設された東京同文書院併置の私立目白中学校（二五年、杉並中学校と改称）をその前身とし、四〇年の歴史を有していた。

四八年、新制高等学校としてこの時併設された杉並中学校とともに新たなスタートを切ったが、六・三制の義務教育制度が成立して中学校が義務教育課程に繰り込まれたため、杉並中学校への進学者が減少し、その経営は思わしくなかった。

『中央大学新聞』第三四〇号（五二年五月三十日）によれば、中・高校合わせて生徒数は六〇〇人で、五二年度の杉並中学校の応募者数は定員二〇〇人に対してわずか一七人という一割にも満たない状況であった。合併問題は、杉並中学校・杉並高等学校の経営危機という要因もあって、はじめて具体化していったのである。

本学と杉並側の代表者が五一年一月に取り交わした『覚書』によれば、（一）中央大学と杉並高等学校は私立学校法にもとづき、学校法人の認可を受けた上合併手続きをとること、（二）杉並高等学校および同中学校の現教職員は原則として中央大学において承継すること、



中央大学杉並高等学校発足当初の校舎入口

（三）覚書成立後当分の間中央大学より名誉校長または学監を杉並高等学校に派遣し人事、予・決算等を校長と協議の上行うこと、（四）合併後の校名は中央大学杉並高等学校および中央大学杉並中学校とすること、（五）本覚書は中央大学評議員会において否決された時はその

効力を失うこと、など九項目が申し合わされている。

同年三月、両者はそれぞれ学校法人へと組織変更を行い、七月二十五日に合併仮契約が結ばれた。翌年三

月、本学評議員会は学校法人杉並高等学校合併の件を決定し、また同月奥田剛郎前事務部長が杉並高等学校の学監に就任した。そして二ヵ月後の五月十五日、冒頭で述べた合併が認可され、現職の岩本春市校長以下二〇人余の教職員体制のもと、中央大学杉並高等学校（全日制定時制）および中央大学杉並中学校が正式に発足した。合併成立のちょうど二ヵ月後に創刊された『中大杉並高校新聞』の第二号（五二年九月十五日）には、同年度の入学志願者数が従来の三倍以上となったことや、合併を記念して次年度はさらに大募集を発表し、優秀な生徒を多数選抜することが報じられている。

翌五三年六月、入学志願者が激増した同高等学校は、生徒の収容に応じきれないことから、急遽学級数を従来の三学年合わせて一五学級（総員六〇〇人）から二一学級（同八四〇人）へと大幅に変更している。

杉並高等学校の附属高校化の実現と生徒急増による経営安定は、その後の本学における附属高等学校拡充の一つの大きな起点となったのである。